神川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、性別等に関係なく個性と能力が発揮され、多様な住民が集い安心して暮らせるまちの実現のため、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相 互に協力し合うことを約束した、双方又はいずれか一方の者が性的マイノリティである二人の者の関係をいう。
 - (2) 性的マイノリティ 同性が好きな者、自分の性に違和感を覚える者、性同 一性障害等、性のあり方の中で少数の立場にある者
 - (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
 - (4) 申告 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結している市町(以下「締結自治体」という。)において、第4条に規定する宣誓に類する行為をし、第7条に規定する交付書類に類する書類の交付を受けた二人の者が、当該事実及びパートナーシップの関係にあることを町長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓の要件)

- 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 成年であること。
 - (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が町内に住所を有していること。
 - イ 一方の者が町内に住所を有し、かつ、他の一方の者が町内への転入を予定 していること。
 - ウ 双方が町内への転入を予定していること。
 - (3) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は宣誓をしようとする相手以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
 - (4) 双方が民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定により 婚姻することができないとされている者同士でないこと。ただし、宣誓を希望する者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、町職員の面前において神川町パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないと認める

ときは、これを他の者に代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し(町内に転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類)
- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 宣誓しようとする者は、宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにする ため、次のいずれかの書類を提示するものとする。
 - (1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可 証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類(申告の方法)
- 第5条 申告をしようとする者は、町職員の面前において神川町パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第2号。以下「申告書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないと認めるときは、これを他の者に代筆させることができる。
 - (1) 住民票の写し(町内に転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類)
 - (2) 締結自治体で交付を受けた宣誓証明書類
- 2 申告をしようとする者は、申告書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次のいずれかの書類を提示するものとする。
 - (1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可 証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類
- 3 町長は、転入した者から第1項に規定する申告があった場合は、添付書類の写し を添えて、パートナーシップ宣誓継続申告に係る通知書(様式第3号)により、申 告の事実を転入前の締結自治体に通知するものとする。

(通称の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、町長が特に必要があると認めるときは、 戸籍上の氏名と併せて、通称名(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用してい るものをいう。)を使用することができる。

(証明書等の交付)

第7条 町長は、第4条又は第5条の規定により宣誓又は申告がされた場合において、 当該宣誓又は申告をした者(以下「宣誓者等」という。)が第3条各号に掲げる要件 を満たしていると認めるときは、宣誓者等に対し、神川町パートナーシップ宣誓証 明書(様式第4号)及び神川町パートナーシップ宣誓証明カード(様式第5号。以 下これらを「証明書等」という。)を交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 前条の規定により証明書等の交付を受けた宣誓者等は、紛失、毀損等の事情

により証明書等の再交付を希望するときは、町長に対し、神川町パートナーシップ 宣誓証明書等再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)を提出す るものとする。

2 町長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第9条 宣誓者等は、パートナーシップ宣誓書に記載した事項に変更があった場合 (次条各号に掲げる場合を除く。)は、神川町パートナーシップ宣誓証明書等記載 事項変更届(様式第7号)に必要と認める書類を添えて町長に届け出なければなら ない。

(証明書等の返還)

- 第10条 宣誓者等は、次のいずれかに該当するときは、神川町パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第8号)を町長に提出し、証明書等を返還しなければならない。
 - (1) 当事者双方の意思によりパートナーシップを解消した場合
 - (2) 当事者の一方の者が死亡した場合
 - (3) 双方又は一方の者が町外に転出した場合(宣誓した者が締結自治体に転出し、当該自治体の長に対して、パートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。)
 - (4) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなった場合 (町の施策への配慮)
- 第11条 町長は、施策の推進に当たっては、この告示の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者へのプライバシーに十分配慮するものとする。

(周知啓発)

第12条 町長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、町民、事業者への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

神川町パートナーシップ宣誓書

神川町長	様

私たちは、神川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規 定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

					年	月	日
住 所				-			
氏 名							
戸籍上の氏名				-			
				-			
生年月日	 年	月	日	-	年	月	日
電話番号				-			
(代筆者)							
住 所							
							

宣誓にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

要綱	確認事項(お互いに確認したことには、□に✔を付けてください。	。)					
第2条	(関係性)						
第1号	互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力						
	し合うことを約束した、双方又はいずれか一方の者が性的マイノ						
	リティである二人の者の関係であること。						
第3条	(年齢要件)]					
第1号	宣誓日において、成年であること。						
第3条	(住所要件) 次のいずれかに該当すること。						
第2号	①双方が町内に住所を有している。						
	②一方の者が町内に住所を有し、かつ、他の一方の者が町内へ転						
	入を予定している。						
	③双方が町内へ転入を予定している。						
	※転入予定(②③)の場合は、転入予定者及び転入予定日を記載し	してく					
	ださい。						
	転入予定者 (転入予定日: 年 月	日)					
	転入予定者 (転入予定日: 年 月	日)					
第3条	(独身等要件)						
第3号	双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は現に						
	パートナーシップの関係にある者がいないこと。						
第3条	(近親者間及び直系姻族ではないこと)						
第4号	双方が民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 734 条及び第 735 条の						
	規定により婚姻することができないとされている者同士でないこ						
	と。ただし、宣誓を希望する者同士が養子縁組をしている場合を						

※転入予定の場合は、転入後、速やかに住民票の写しを提出すること。

神川町パートナーシップ宣誓継続申告書

神川町	·長	様

私たちは、神川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規 定に基づき、転入前の自治体において、互いをその人生のパートナーとすること を宣誓し、証明書等を交付されたことを申告します。

また、本申告書に基づき、転入前自治体に申告内容を通知し、申告時の提出書類の写しを送付することに同意します。

年 月 日 住 所 氏 名 戸籍上の氏名 年 月 日 生年月日 年 月 日 電話番号 (代筆者) 住 所 氏 名

申告にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

要《	確認事項(お互いに確認したことには、□に✓を付けてください。	,)
第2	(関係性)	
第1 ⁻	ラ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力	
	し合うことを約束した、双方又はいずれか一方の者が性的マイノ	
	リティである二人の者の関係であること。	
第3多	(年齢要件)	
第1 -	宣誓日において、成年であること。	
第3多	(住所要件)次のいずれかに該当すること。	
第 2 -	①双方が町内に住所を有している。	
	②一方の者が町内に住所を有し、かつ、他の一方の者が町内へ転	
	入を予定している。	
	③双方が町内へ転入を予定している。	
	※転入予定(②③)の場合は、転入予定者及び転入予定日を記載し	てく
	ださい。	
	転入予定者(転入予定日: 年 月	日)
	転入予定者 (転入予定日: 年 月	日)
第3多		H /
	(独身等要件)	н /
第3-		н <i>)</i>
第3号		<u>н) </u>
第3号	み 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は現に パートナーシップの関係にある者がいないこと。	
	み方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は現に パートナーシップの関係にある者がいないこと。 (近親者間及び直系姻族ではないこと)	
第3章	み方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は現に パートナーシップの関係にある者がいないこと。 (近親者間及び直系姻族ではないこと)	
第3章	フカに配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は現に パートナーシップの関係にある者がいないこと。 (近親者間及び直系姻族ではないこと) アカが民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の	

[※]転入予定の場合は、転入後、速やかに住民票の写しを提出すること。

 第
 号

 年
 月

 日

様

神川町長印

パートナーシップ宣誓継続申告に係る通知書

貴市(町)から転入された方から、パートナーシップ宣誓継続に係る申告書の 提出があり、神川町パートナーシップ宣誓証明書及び神川町パートナーシップ 宣誓証明カードを交付いたしました。

つきましては、神川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条 第3項の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

1 申告内容

住 所	
氏 名	
戸籍上の氏名	
生年月日	



第 号

神川町パートナーシップ宣誓証明書

		様				様
神川町パート	ナーシップ	プの宣誓の	取扱い	に関する	要綱第7	条の規
定に基づき、パ	ートナーシ	⁄ップの宣	誓を行っ	ったこと	を証しま [、]	す。
宣誓日	年	月	且_			
				年	月	目
		☆山Ⅰ	川町長			印
		1T)	1141			Hla

注 意 事 項

1 この証明書は、パートナーシップの宣誓を行ったことを証することに使 用してください。

なお、この証明書は、法的な効力を有するものではありません。

- 2 次のいずれかに該当する場合は、神川町に届け出てください。
 - (1) 住所、氏名等宣誓した内容に変更があった場合
 - (2) 当事者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
 - (3) 当事者の一方の者が死亡した場合
 - (4) 双方または一方の者が町外へ転出した場合
 - (5) その他宣誓の対象者に該当しなくなった場合

通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名(外国人の場合は、これに準ずるもの)を記載します。

通 称 名	
戸籍上の氏名	

この証明書を提示された方へ

神川町は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、性別などに関係なく個性と能力が発揮され、多様な住民が集い安心して暮らせるまちの実現を目指しています。

この証明書は、お二人が人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを神川町として証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、証明書の提示を受けた方は、上 記の趣旨をご理解くださいますようお願いします。

また、この制度を利用する方の性のあり方(性的指向・性自認)や、本制度を 利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

(表面)

第 号 神川町パートナーシップ宣誓証明カード 【本人】 【パートナー】 様 様 月 日生) 年 月 日生) 神川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定 に基づき、パートナーシップの宣誓を行ったことを証します。 年 神川町長 印

(裏面)

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを神川町として証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いします。

また、この制度を利用する方の性のありかた(性的指向・性自認)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)

【本人】 【パートナー】

神川町パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

							年	月	日
神	川町	長	様						
				申請者	<u>住</u>	所			
					氏	名			
					電話看	至号			
		ナーシップ宣誓 宣誓の取扱いに							トナー
1	再交	付を希望するも)の (討	を当するも	のに、	/ をしてく	ださい。))	
		パートナーシパートナーシ			ード				
2	再交	付を希望する理	里由 (討	を当する も	oのに √	/ をしてく	ださい。))	
		紛失 毀損 その他()	

神川町パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届

加	制川町	下長	様				年	月	日
1"	アノリや、	I IX	148						
				届出者	<u>住</u>				
					氏	名			
					電話	番号			
			ーシップの 明書等の記						工基づき、
以1	ح ر ۰	. やり、証	明音寺の記	戦争均 //2	文史から	<i>9) •) [</i> [[こを囲り	шту,	
変更	 した	_事項(該	当するとこ	ろに✔をし	して、劉	変更内容	を記載し	てくださ	<i>۱</i> ۱ _°)
	住	所	変更前						
			変更後						
	氏	名	変更前						
			変更後						
	その)他	変更前						
			変更後						

神川町パートナーシップ宣誓証明書等返還届

						年	月	日
神川町	長	様						
			届出者	住	所			
				氏	名			
				電話	番号			
き、以下	Jパートナー: 「のとおり、/ 『の理由(いっ	ペートナ	ー・シップ	『宣誓記	正明書等	- 1111711		どに基づ
	当事者双方の	の意思に	こよりパー	ートナー	ーシップ・	を解消したこ	ため	
	当事者の一方	ちの者が	び死亡した	こため				
	双方又は一方	ちの者が	が町外に転	云出した	こため			
	その他宣誓と	スは申告	テの要件に	に該当し	しなくな	ったため		
	()